

基礎控除等の引上げと基礎控除の上乗せ特例の創設

基礎控除等の引上げ

デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応。これにより課税最低限は103万円から123万円に

- ・ **基礎控除**：48万円から10万円引き上げ、**58万円**に ※物価上昇を勘案し**20%**の引上げ
- ・ **給与所得控除の最低保障額**：55万円から10万円引き上げ、**65万円**に

基礎控除の上乗せ特例

1. 低所得者層の税負担への配慮 (恒久的措置)

生活保護基準や最低賃金の水準等を勘案し、**課税最低限を160万円に引き上げ**

2. 中所得者層を含めた税負担軽減 (令和7年・8年)

物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、**高所得者優遇とならないよう工夫して上乗せ**

⇒ **単身世帯の場合、対象となる全ての収入階層で2万円以上 (2~4万円) の税負担減**
令和7年12月の年末調整から適用

